

コミュニティビジネス創業奨励補助金の募集について

コミュニティビジネスを創業する団体（※）が取組みに着手するに当たり、人材育成、広報、事業資金の一部を補助する制度です。

※ 創業する団体とは、

- ①申請年度内に確実に創業すると見込まれる団体
 - ②既にコミュニティビジネスに取り組んでいる団体で、申請年度内に、新たな分野で事業化に取り組む団体
 - ③申請年度内に事業を開始した団体
- のいずれかに該当する団体をいいます。

1 補助対象者

次の3つの要件を満たす必要があります。

- ①福井県コミュニティビジネス推進協議会から事業認証を受けた団体であること。
- ②株式会社、NPO、企業組合などの法人格を既に有するか、申請年度内に法人格を取得する団体
- ③構成員が5名以上であること。

2 補助対象経費

補助金の対象経費は、創業のために必要となる経費に限ります。なお、補助金交付決定後に契約をし、年度末までに支払いを完了した経費に限ります。

- ①店舗改装費
- ②パソコン等の装置・設備リース料および自動車等のリース料
- ③事務用機器の修理費
- ④事業に必要な専門的知識を習得するために必要な人材育成費
- ⑤専門家による指導謝金（旅費を含む。）
- ⑥ホームページ作成や市場調査等を行うための外注費用
- ⑦広告費

3 補助率および補助限度額

補助率：補助対象経費の1／2以内

補助限度額：限度額50万円

※平成19年度および平成20年度に本補助金の採択を受けた団体は、次年度以降の本補助金への申請はできません。

4 申込方法

申請される方は、「コミュニティビジネス事業認証」申込書とともに「コミュニティビジネス創業奨励補助金」交付申請書に必要事項を記入の上、福井県コミュニティビジネス推進協議会へ提出してください。

5 申込期間

平成20年8月8日（金）までに必着（原則としてご持参いただきます。）

6 審査方法

- ・審査会において、先進性や独創性があり他のモデルとなる事業であるかなど、審査基準に適合する内容であると判断された3団体（予定）を採択します。
- ・審査会は、プレゼンテーション方式で行います。なお、審査会は、平成20年8月下旬を予定しています。

7 提出先・お問い合わせ先

〒910-0055 福井市大手3丁目7番1号 織協ビル4階 福井県中小企業団体中央会内
福井県コミュニティビジネス推進協議会事務局
TEL 0776-23-3042